

株式等の振替手数料の料率引下げに伴う株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新					旧				
別表					別表				
株式等振替制度に係る手数料表					株式等振替制度に係る手数料表				
1. 機構加入者に対する手数料					1. 機構加入者に対する手数料				
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率		手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
振替手数料	振替株式	(1) 一般振替（次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。）の場合 a～c（略）	① 当月の振替件数（ただし、次の②、③及び④に該当するものを除く。） ②～④（略）	1 件につき <u>140</u> 円 (略)	振替手数料	振替株式	(1) 一般振替（次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。）の場合 a～c（略）	① 当月の振替件数（ただし、次の②、③及び④に該当するものを除く。） ②～④（略）	1 件につき <u>150</u> 円 (略)
		(2) 区分口座間振替等（次の a から c の振替をいう。）の場合 a～c（略）	1 件につき <u>14</u> 円				(2) 区分口座間振替等（次の a から c の振替をいう。）の場合 a～c（略）	1 件につき <u>15</u> 円	
		(3) 日本証券クリアリングの決済に係	① 当月の振替件数（ただし、	1 件につき <u>70</u> 円			(3) 日本証券クリアリングの決済に係	① 当月の振替件数（ただし、	1 件につき <u>75</u> 円

		る振替 (略)	次の②及び③に該当するものを除く。 ②・③ (略)	(略)			る振替 (略)	次の②及び③に該当するものを除く。 ②・③ (略)	(略)
振替新株 予約権付 社債 振替新株 予約権	(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合 a～c (略)	1件につき <u>140</u> 円	振替新株 予約権付 社債 振替新株 予約権	(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合 a～c (略)	1件につき <u>150</u> 円				
	(2) 区分口座間振替等(次のaからcの振替をいう。)の場合 a～c (略)	1件につき <u>14</u> 円		(2) 区分口座間振替等(次のaからcの振替をいう。)の場合 a～c (略)	1件につき <u>15</u> 円				
	(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替 (略)	1件につき <u>70</u> 円		(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替 (略)	1件につき <u>75</u> 円				
振替投資 口 振替優先 出資	(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替を	1件につき <u>140</u> 円	振替投資 口 振替優先 出資	(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替を	1件につき <u>150</u> 円				

	振替投資 信託受益 権 振替受益 権	いう。) の場 合			振替投資 信託受益 権 振替受益 権	いう。) の場 合	
		a ~ c (略)				a ~ c (略)	
		(2) 区分口座間 振替等(次の a から c の 振替をい う。) の場合	1 件につき <u>14</u> 円			(2) 区分口座間 振替等(次の a から c の 振替をい う。) の場合	1 件につき <u>15</u> 円
a ~ c (略)		a ~ c (略)					
		(3) 日本証券ク リアリング の決済に係 る振替	1 件につき <u>70</u> 円			(3) 日本証券ク リアリング の決済に係 る振替	1 件につき <u>75</u> 円
		(略)				(略)	
(略)				(略)			
(注) 1. ~15. (略)				(注) 1. ~15. (略)			
2. ・ 3. (略)				2. ・ 3. (略)			

2 附 則

この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

以 上